河海抄第三

葵　卷六

柳　卷七

新葛里卷八

須磨　卷九

明石　卷十

河海抄巻第五

第六　　葵巻名也

正六位上物語博士源惟良撰

也乃中かりて後ろめうつりゆくれば
為去給事也長恨哥傳云明年大乱帰元太駕還都尊玄宗
為太上白王
カナシヤ人ノカサセルアフヒユヘ
神ノシルシノ今日ヲ待ケル　桐壺帝位ヲ
寛うことヒろほつう句きれなげさ
つきの名ごり人の心を
おもひの果なるべづさこえつを
源氏　議大将事　　天平
我ヲ思人ヲ思ワヌウヒニヤ
ワカ思人ノワレヲ思ハヌ
平城天皇大同四年四月廿二日准近衛府
改中衛大将坂上田村麿（従三位高田九男之）為右近衛大将
天平神護元年止近衛府
大納言真楯（男）ヘ藤原朝臣内麿為左近衛大将

右大臣不比等男
藤原房前
右四王府生下通宝勝男
吉備真吉備
右大臣清九男
大中臣諸魚

参議兼大将例

中衛大将
中衛大将
近衛大将

左大臣武智九男
同豊成
参議式九男
藤原是公
右大臣是公四男
藤原雄公

中衛大将
中衛大将
中衛大将

同内麿　右大臣内麿男　近衛大将
同冬嗣　継縄男　左近大将
藤原吉野　右大臣良相男　左近大将
藤原常行　右近大将
桐壺帝ヲ
お坊の姫ミ　命　入姫ノ条ニ於倭笠縫邑以大国魂神託淳名城入姫命祭
垂仁天皇廿五年丙辰三月依神宮御託宣奉祝伊勢国五十鈴川上以
才二皇子　女ニテ　倭姫命令著御祭給是祢宮始也
景行天皇卅年庚寅　今皇女奉仕天照大神宮延喜神事式云
凡天皇即位者定伊勢大神宮祢宜仍簡内親王未嫁者ヲ定之
若無内親王依世次簡諸女王ト定之
うれしう　祢宜ハ　ネギ
祢宜ハ以皇女者智内親王母交野女王為祢宜
遷都天皇弘仁元年置祢宜司以皇女茂大神祢宜仍簡内親王未嫁者ト
神事式云凡天皇即位定定賀茂祢宜ヲ
定　蓬生巻ニ侍従カカヨヒ条リシ　祢宜モ失給ヌ有ハバ此祢宜欤

同乙叡　正四位下大原男　中衛大将
文屋綿麿　贈大納言大臣清友男　左近大将
橘氏公　右大臣師輔男　右近大将
同伊尹　左近大将
ふしぎ　ふしぎ　ふしぎ　

人だまし
キノ所之御車之人々ニナトアニタヒキつゝキテ
おどろかどもみるをしらくまて　昔ハ女房車ニモ榻ヲ立ケル本文欲
ひくのくまなどにあらねばみやつこもをくるなりと　篠ノ名ニヒノ名川ニ
古今神哥　シハシ水飼ワケヨケヲタニ見ム
つけをのこらくしらくと川のひきまよふ
賀茂社貴布祢行啓社之中ヨリ通ル小川也御手洗共カケリ餘社
ノ前ニ流ル川ヲモミタラシ川ト讀ル哥アリ松尾社ニモミタラシ川ト讀ル
但松尾ハ賀茂一躰之神ナル故欤能因哥枕ニ神ノ御前成水ヲミタラ
シトゾヨメル　並盛哥ニアサニナルミタラシ川トイヘリフジノコトニ
大ぬのもれたる多かどのすだれのことにあり
ぞめづくしきり幸ありなどのむかしの義人の
そうつかまつる　大将行啓之時系府官供奉仕例也右近藏人之
ソウハ藏人右近将監也一司ニ皆カミスケサウサクワンアリ近衛府ハ
将カミ中少将ハスケ将監ハセウゲン也六位侍将監ニナリタル

時左右近ノセウト嗳ニカリノ随身トハカリツメ衣ニ負當計
カリニ随身ニ供シタルヨシナリ
ものゝもあはれもしらぬあるまじげなり　君子之徳風小人之徳草々
本文ナリ　訓若風行應如草靡　見文選
当ナリ
上之風必偃　論語
つぼさうぞくなどいふものうるさくて　清水納言枕草子ニミヤルニキ
モノツホシヤウワクシタル人ノ急走ル　市女笠ニ衣著テ中結タルヲ云ヘ
あやしのめのわらはをつれひろひ
大鏡云一條院春日行幸ニ御輿ニ大宮相乗ラセ給ニ面舎世界之民百
姓迎神佛之様ニ額ニ手ヲ合テ奉拝ケリ
いるなにほどうもしどもと　ウシス　愠ウレウ　老子ニ　伊勢物語ニアテ
ナル女ノ戸ニナリテ世ノ中思ヒ愠シテ
祓えまでくりとのゝしりてまゐるにことつけて
本ト宮ト定所欤六條御休所在所欤神ノ心カリハ神事之経
之心ニサカキトハ真賢木共真坂樹共日本記ニ書リ
天照太神天ノ岩戸ヲ閉給ニ時八百万神達天香具山之坂樹ヲ取テ自

祈給二神之縁木トス榊ハ非本字云云龍眼木ト書之也
こゝろのそせめて時こりせめそ
推古天皇十二年歳次甲子正月戊午朔始用暦日
暦博士也
うさりんのうへにのまにまに
縮浮線綾之袴也 童之袴也 若菜巻三モアリ
そうろうきちいちのそこうるぶさの
むまごのねそぐまひて 左近馬場宿屋也云云
左近馬場一條西洞院也 右近馬場ハ一條大宮也
ふある扇のつまをねるそ
檜扇也
古歌詞歌可勘
あめのやそうぢもいまめくうと 難舊ハ今メクハヨミツケタル詞ニ
かざしけるんそあづさになりかめるやそうぢもいまめくうと
八十氏トハ人之氏姓之多キ心ニ強テ八十ニ不可限ニ或亦百姓共云ハ数之多キニ八十島共八百日行共云ハ数之限也
人をあひのうてすぎなにもあげなをぬを

大鏡云帥宮和泉式部ト相棄テ給テ祭之帰(カヘリ)御覧セラレタリ云々
いどまうこぬらばあうそしゅうあるとさうぐう 不挑(排)せ
くこころもさけまにせともなしひくそすべりめるを 思下せ
伊勢ノ海ニ釣スル海士ノウケナヒヤ
心ヒトツヨサタメロヨツル
つうをあまれうまりしやと
ウケハ釣針ノ緒(糸ノ)ニ杉ナトヲ付タレハ針ハ沈モ果ズシテ魚ノ喰ヤスクスルニ
みそぎ川(ネイ)のおうのうせに
周礼女巫祓除 疾病禊潔也
故於水上潔除スルニソキ祓之事也大嘗會御禊ヲハトヨノミソキト云
豊ハユタカナル心也萬葉ニ禊身ト書リ禊ハ川邊ニテスルユヘニミソキ川ト云リ
ものこまいてすだまでいのめ 遊仙窟云窮鬼(イヤスタヘニクヒトノスヲ)故調(トヽノヘスヲ)人註云魂魄(通ヲ云)
浄仏祀行例のすのこりかうきいかまりてゐてゐ
大神事六佛事ヲ已下忌故ニ外ニテ修法ヲコナハルニ延喜
とせそせる
式云仏忌詞ハ七言佛称中子経称涼紙塔称阿良々波寺称瓦
菩僧称髪長尼称女髪長齋宮称竹膳外七言死称直病称
息嘆称塩魚血称汗打称拍完称菌墓称壌是神宮式
也賀茂同之ニ

心の外のもことくさうみとぞある
袖ヌルヽ哥ハ御息所哥之源氏童下ヲサミヤ人ヨリ立下詠シ被送タルニ
女房ノ御霊（ラウ）ぞの
たけくいうさもこゝろある心いできて
下ヒタヤフルトイフラチフテ名ヤウナリ
身をすてゝやいなんと
うつゝごゝろもなくぞ
なるふもおをかな
秋ふかいこぞうちは入給べかりしを
さ杜入給九月はいやがて
かゝるころ内ニ入給下ハ入諸司事ニ九月神宮祭礼月ニ
将入太神宮之時自九月一日
法花経事
天皇御世聖徳太子迎持法花経亦遣唐小野妹子
かけさ侍ぞ
身ヲステヽイニヤシニケン思ヨリ
外ナルモノハ心ナリケリ
現心ニ萬葉ニ現人日本記ニ
思ハシト思モ物ヲ思ナリ
思ハヒトメニ思ハシヤナリ
見日本記
敏達天皇二年渡本朝ニ云羅什三藏譯亦推古
梅花コソタヒチラ嶌ノ
ウツシ心モ我思ハナクニ
猛（タケノ）セ辛ニイヤシヒメノ心
延喜式云仏神王
延暦寺ニ

歎佗山ニシ王ノアルナラン
ヨフカクミヘヽ玉ムスヒセム
玉ハミツ手兵誰トモシラヌ所
ムスヒトヽメリシタクヒノツヽ
しのぶすがめ
号修禅大師
神ぞなどとたゝりのかみ
ぶすまもの
杜のつゆきめ
髪洗事ニ
沐浴事欤
邪氣祈禱之時護摩ニ苏ヲヨ者
焼支其香拂邪氣云云
史記ニ沐ヲユスルトヨムニ
春除目懸召秋ヲ京官ト
云春ハ者被任外官ニ外官トハ外國之守介掾目ニテヨ縣召ト云ニ京官
トハ有京諸司共ヲムヲ子ト被任秋ニ司召ト云ハ外国之人并ニ諸召テ被授
任官故也除目 天武天皇四年三月始ヲヽ
をのくいさりのぞをゐのあるそ
以労望官之心欤
えさこゝろつがすもするもろもろ
勤（ツトメ）ニ郷音ニ見日本記ニ
四枚ぬでもさぐ〳〵二三日ぬ
文武天皇四年月日大神ヲ
高市磨始叙従三位
坂上田村麿叙従三位 延暦十年十月日
人せとゝもがあまくしもろ
元左中将是三位中将始一條院御時道綱任欤

人一人ノ顔上事欤其外源氏臨終ノ義ヲミタルナシト云ニ
にてあれ共ぞをれとも若のかたくなゝくふく
うちめ給ふまゝと　二六九ハ鈍色ニ聊ウスキ心欤夫ノ服ハ妻ノ服ヨリハ
猶可濃欤服忌令云夫者准父母十月服一年嫡子生破云云一等ニ妻
者二等ニ軽重勿論欤
法衆ニ昧普賢大士とうちの給へる　（此字細字）
賢菩薩之徳也天台五佛頂悔云遍南无法衆三昧普賢（行カ）相亦大唐
西院和尚礼幷詞ニモ法衆三昧普賢菩薩云云文句云大論称菩
薩為大士亦曰開士大士同事也
法師ともまもり　勝ニ古哥ニ露ヨリケナル亦蛍ヨリケニ皆悲也
何よもぎのといとぐ結けれ　結ヨクカメニノヨメニナカリセハ
後撰　兼忠乳母哥　行ニシテフノ草ヨツニニ
神のうへのもくずけたりともる　伊行釈
敬（ケ）嘗（ケ）上之珠（推）心中之丹（ヲ）　奥入云此事非（本）文欤云々
案之袖上珊瑚ト云事アリ

砂金五巻のほうさに入給ふれい　砂王三年砂之間ト定ノ
所ヨリ諸司（行事ニ左衛門府ハ近衛猪熊（東）築（ツク）廐屋トテ
アリ）砂宮入御諸司義兼日上郷著陣令勘御禊日時并申前
駈ニスス蔵人奏聞或殿上辨　当日被進扇五位蔵人為勅使頭若五
位蔵人兼日奉仰令殿上人調之　又若五位蔵人催遣ニ三車牛
并内侍典侍蔵人所前駈次入御　野宮ニ如入御
諸司等

いつくさきよまりに　巌童潔斎也
ゆかりのおろをがる　常行三昧（引声）阿弥陀経讀也
ここもあをねのみもるに　時ニモアレ秋ハ人ノワカルヘキ
風のうへにもをけるかな　サルヨヨサムニナレルコロシモ
菊のくさぐさにぬひの紙ありけり　フキヨレハ似ニモシニケル秋ノ
色ナキモノト思ヒケル哉
菊ノ枝ニ白色ニテモ紫ノ紙ニテモアルヘケレトモイニタヒラケヲハアヲニヒノ
紙ニ有ルヘシ菊ノイロニ
人の世をあとなれとなりも給けるに　アツニテノ草葉ヲロケニ人ヨリモ
ヨクルヘシ袖ノニツハリユケキ

むらさきにをめるそ
つゐにほひそうてよめる
にケチ給ヘトアルカ神事ナレハ深所ノフニヲハヨモ御覧セシトウメカフニ
仏乃鬼ぬこゑあやまちぬるそをんなをんなとも
ヲロシクヲホエル心ニ鬼トハオソロシキ心ニ
野ノ宮ハ西條西ノ赤サリ
廿九日ノ名ニ然ハ御法事過スルトハ追善ヲ引上テ被行ケルサリ
中ゐ君よひ女のそうつねそうもろかなくて
兄弟之服ナレハ色ウスラカナルカ十月ノ衣ニ
姉妹之服ヲ著ス例ナリ
可勘
服者更衣事萬壽四年十二月御堂薨長元元年夏
有汝汰宇治関白有衣被著夏装束重服猶有例軽服更衣
勿論也維任郷云服者夏冬ニ衣替事公卿并辨官所為也顕官
之故也自余人不必著歟
此心歟
同文兄弟姉妹服廿日服三月服忌令

雄筏日本記雄々數ニ男ニ數ニ
いこをそくくもとゐりそをゝりうるくもいまハ考ぬそうもゐ日とそこそ
文選ニ宋玉神女賦曰赤帝之女姚姬未行而亡封巫山之碁
所謂巫山之女高唐之姫曰朝為行雲暮為行雨朝々暮々有ニ
所嗟二首
劉夢得
陽碁之下湯

庚令
樓中初見時
眉雨爲雲今不知
唯應長在漢陽
武昌青柳似腰支
相逢相失兩如夢
鄂渚濛々烟雨微
如郎魂逐暮雲歸
化作鴛鴦一隻飛
劉禹錫婦後ヒテ作詩也
これいますこしこまそうもる夏の四ものを
源氏ハ夫婦ナレハ三位中将ヨリハ服色コカルヘキ之コヽヤカハ濃宍ト書ル
コキイロニ
於夫本妻嫡也服廿日服一年
服忌令
苦痛也
そもゝいとゐなでこゝろ
なきるゝ乃中まもそもゝ
十月廿ニ常夏ヲ折テ人ノヨコセタリケルハ
冬ナレト君ヲカキヲニ咲ケレハムベ常夏ニコヒシカリケリ

みほしをとりてわすれぬ
大宮ノ女房ヲ葵上ニ参テヤ 御覧スラント 源氏之イハレケルニ
えいるくに風よつけそだる本葉かな 寄賦ニ木落
葉而隠枝仰神守之 彦々晩雲衣枚々遇立悲札堂隅畢逢獨韻
於秋葉
さのとのとりにるまぐみれい サヤウノモノト云詞ニ其物ニ
鈍色唐紙也
そのをもるかくのうへみ
いつもしぐれそとあも 神無月イツモ時雨フリシヤト
カク神ヒワルオリハナカリキ
松ほうちをを思ひ侍りて
白雲ノ九重ニ立峯十六 大内山トムモイヒケリ 兼輔此哥心猶不叶ヲ此外在大内山哥欤
今ノ心ナラハ白雲ノカサナリタルヲ思ヤリタルニ不遠心ヲ
元屋にとて
色ナラハウツルハカリモノメテシ
思フ心ヲエヤハ見セケル
ふるさとてもつねみかる
ミナレ木ノミナレソナレテハナレナハ
コヒシカラシヤコヒシカラシヤ
あてさ紫日記ニ上東門院之上童ニ此名有由見タリ昔ハ十二キトイフ
本ノ侍
詩哥ニ
コレハ賢字ニ十月更衣御装束ナリ
(紅ノ黄ハミタルニ サタニレルコトニ)
くろさかざこくいざうのはるま 黒斤衫萱草色ハ出服也
をくれ生をねのさだめなき 未ノツユモトノシウクヤ世ノ中ノ
ヨクレサキタツタメシナルラム
宮城のもやまもとの
本ノ侍
詩哥ニ
うくこそ乃沢もやかな
ごうち殿ん つきるそて
沙門もまねもさ衣 毛詩曰肅々宵征抱衾与裯註曰
今衣被也 論語曰必有寝衣長一身有半 註曰孔安国云
今之被也 亦曰文綵
雙鴛鴦裁為合歡被 鴛鴦被ヲ為鴛鴦
古詩曰昔時今衣同被今
年若胡越之也 旧事本記曰高皇産霊尊以真床追今衣覆ニ
於皇孫ニ 續日本記云賜五位以上御今衣及衣ヲ云今衣色紅也
今衣共云四角四方也有中童ワハサシノ組アルヘシ也 女御入内ノ夜女御之御母俊
立給何也云云
こけかくてさいくそ
難解也
并のこれりちね
使イ
群忌隆集曰十月亥日作餅食之令人無病ニ

掌中暦云亥子餅　七種粉　大豆　小豆　大角豆　胡麻　栗　榧　糒也

いとちいかく数くよわせさまにあらんであるそのくまでよ　亥子ノ餅ハ色々三日夜餅一色ナレハ数々ニハアラテト云ヘリ　一重日ヲ云ヘリ

孫のこいくつうてもまろうます　亥子ノ次ノ日ナレハ子ノコト

維光カ當座ニ申ケルニフルクヨリノ非名目ヲ秘説ナリ

ろうひとつみそもあろうん

為殊秘事ニ云ヘリ一説云三日夜餅ハ女ノ年ノ数ヲ調ヲスルニ　紫上十四ナレハ十ヲハ置テ其餘ヲ四トイハンヨリイムヲ北ニ三下一トイワレメルカモトヨリ負救定タルモノナラハ維光イクツヤトヲ琴不可申　紫上ノ年齢ヲ

紫明抄云三日夜ノ餅　恣字アルヘシ之事

維光不知故也

紫檀筥　紋雀鶴丸　指貫也

白色ノ餅ノ丸キヲ御歯固之物異盛メルヤリニ三同様ニ美リ盛之

御箸ノ墓ハ銀ニテ　作テ鶴ノ立タルニ御箸ヲクワ（サシ）テ　御所アラハシニ被（ヲ）ル山ニ

餅亦各別欤

いまはかめそなそりてさたるんん北まること

伊勢物語云昔男有梟利女ノ工ウニシカリケルヲ年ヲヘテヨハヒワタリケルヲカラウシテヌス山テイトクラキニキケリ

ん北まること　心知ル心ツカヒニ

かくごのことを一さいもう　香壺匣ニ或香形筥ト書香壺匣定調度ニ入諸香器也　上記曰　高谷君殿後従時　覆装束　南ニ階一脚　上置　皇火氣湯汁坏中階唾壺打乱筥下ニ置硯匣一合　重筥ニ次立唐櫛匣次鏡臺北立一脚置厨子ニ脚其上東置櫛匣一雙也其下立壺匣西置菓子匣其下置薬匣ニ匣也一説云香粉筥欤普通之手箱也件懸子ニ小キ箱薫物筥等アリ或鏡筥或白粉筥或薫物筥ト号ス香粉白粉也是筥納ルニ依テ手箱之一名ヲ香粉匣ト云也

いまいさとぐいまをぶんもまぶをぶんじて　アナタナルヲ今ハヨモニシラシトイフナリ

このをこ我まうでさぶんへ多ぶんへそ

けそくいとさうにて　退テ食ヲ退ニ

花足臺ヲ筥ノ中ニ入タルニ

みるめ松のんくくて
新手枕 若草ノ手枕ヲニキソメテ 二井ハ新ニ万葉ニ新殿ヲニイナイクヤトヨメリ
夜ヨヤヘタテニクヤラナクニ
云ぢくもこくくだる志
志劣乃至是名敗壞相志劣者若有人不能修集善法除滅悪
法於此事中有力名為志劣雖復身若天王光如日月若不能修
集善法除滅悪法者名為无志劣也身色醜陋形如餓鬼能
修善法悪乃名有志劣耳 本是丈夫志劣之説云々住論
曰是儀尚法少力無有大悲是丈夫志劣之言也古今集ニトノヘモル
身ノミカキモリオサオサシクモオホホエム伊勢物語ニミクワカケレハオサオサシ
カラス 躬恒序云アルシノオサオサシケハヨカシクスミナレタリオサくシハ長
々ニ成長ノ義ニ 辟言ハオトナシキナトモ心得ヘシオサオサノ詞ニハカハルヘキカ
みれいまくくぬひこまくも古今 ミカリスル交野ノ小野ノナラシアナレハミサラテコヒワヒサレル
みそうけのみそうぞくみなど例の如くかけらんたるみなのがら
らぐぬてそ 同撥枷不敢懸於夫撥枷 註曰竿謂之撥枷 今案茨上存ル二ハ同ヤリニ
御衣架ニ 衣桁ニ神衣ニ禮記曰男子不

源氏トカケシカ今ハカケナヘストモ云礼記之心可習ニ
いろもなくもさまも世乃常ならずと心をかしくや
ぬてそ カヒナリヤハ早下ノ詞ニ
くるあさこさぬるあ
あさくさともいそすく
アタラシキ年トハイヘトシカスカニ
我身フリヌル今日ニソ有ケル

第七賢木

神垣ハシルシノ杉モナキモノヲ
イカニニカヘテヨレルサカキソ

ひさみちのみなりしたれ
おやうしてくるまいも
下り侍ケル二母ノ秋宮諸共ニ鈴鹿山ヲ越元トテ 徴子秋宮女御ノ事ニ
世ラレハタモ越ケリ鈴鹿山 昔ノ今ニナルニヤアルラン 大ヨトノ浦立浪ノカヘラスハ 秋宮
女御徴子 式部卿重明親王 オホヨトノ浦ニテ カハラヌ雫ノ色ヲミニシヤ 秋宮
母負信公女ナリ 承平六年為秋宮帰京之後天暦

ヒタスラナト同心欤

徴 田鼈院御時秋宮親子並

三年十二月入内同三年四月為女御生規子女王為秋宮參(二)白
伊勢之時母女御被相伴雖摸此例延喜以後近代事成嘉例(ヒ)
無殊共云欤　此物語之今古准拠無事ヨハノヤサルニ
歌こゝろあまりて九月七日八日の程なれ(ト)
いそやとはいはゞいはづもひなげく　秋宮群行九月十六日
御祭前事ナリ
たもあるさざれもつゝんとて　我ヨノニ思ト云ハアルモニ
イテヤ心ハオホヌサニシテ
本ノ侘
神々ノ字ニ
さまかくに　或説ニ黒木トハ白
木通女子　万葉ニ　次女日本記　黒木之屋仁徳
天皇御時始ヤ
貫之集ニ置霜ニ色モカワラヌ柳ヲ
火焼屋炬舎(ハ二字ナリ)　火爐　須和名ニ　助鋪(ヒタキヤ)　亦三ヤ
ひゝさゝ祝ひもかなひひとつ
つゝ志めのほうなりとて
くるかうなさゝでたるタばく
初学記云月七日為礒云。源氏野宮来臨モ九月七日比ナリ
かもかくぬくをも志るへくそ
イハヤフル神ノイカキモコヌ身ノ
草ノ戸サシニナニカサワラン
非恒いもこの枚もなさる柳そ

古今　我菴ハ三輪ノ山下コヒシクハ
トフラヒキマセ杖立ル門
拾遺　榊葉ノ杖サスカメノアユタアレハ
トカムル神モアラシトソヨモフ
亦乙通女　共書り
拾遺ニ賢木葉ノカヨクハシミトメクレハ
ヤワラケ人ノ心トヒセリケル
おろさゝのおいもこゆけさをこい世ゝらぬ杖のそうなる
彼葉平朝臣伊勢ノカリノ使之便リニ　秋宮ワタリ給ヒシ夢カ幼カトタトリシ
暁ノ別ニ思ヨソヘラルル欤
大ころの杖のこもりなりさる
此哥源氏ノウタト見ヘタリ水原抄ニ源氏ノ二首續テ讀給ニ御休所之返
哥無キ如何トイヘリ　ワリナキ御心惑ニコトモユカヌトアレハ返哥無之其故ヲ
不可及疑貽
十ろるうつ川そ(ゝ)ぐ(ゝ)ろ(ゝ)(ゝ)(ゝ)

ゆゑなくてゐる神だみそ　復令栗忌部祖天日鷲神造木綿者
旧事本記　東木綿十二両安芸木綿四両　四合
ゐる神だなこそ　天原フシトロカシナル神モ　柿葉ニヲウシテカケテ誰世ニカ
思中ヲハサクルモノカハ　カミノミニイハイツメケン
やまもりくるもかんもいあらいあるきのみをこそいま
旧事本記云伊弉冉尊先産生淡路州為胞意所不快故曰淡道別
即謂吾恥也次生隠岐洲次生佐渡洲次生壹岐洲次生對馬洲
次生隠岐洲次生大日本豊秋津洲
因此以先所生謂大洲矣　初産生大八洲次六小島合十四箇島其
處小島皆是小浜湖凝而成者也
えうそそろ　水原抄云
上宮ノ御返ハ女別當シテト見タリ　源氏若宮ノ御手跡ト存給欤
亦女別當手跡トハ見知給ヘトモオトナヒタル詞讀計ヲホメ給欤ゑゑ
妾之女別當之筆跡成共哥ハ砂宮之御哥勿論也仍オトナヒタル
哥ノコトタル欤其故ハ源氏之哥ニアカヌ別ノ中ヨコトワレトアルニヨリサリ
コトヨニソヤメサントアルヨオトナシキトゝル欤

亦同抄ニヤシニモルノ哥ヲ源氏二人御息所　砂宮
所ハ例ノツキセヌイ氏聞エ給ヘトハカリカキテ哥有トモミヘサルニヤ若
亦哥有氏物語家畧之欤カ
クニウミカニノ御子ハ砂宮御子ニ
ゐもとをきてこゝろもそらにあくがれいでていつさもとまらぬ
だなかぐしてあるなる　世継云忠平ノ大臣ノ
御女前坊之御息所ニテオハセシカ終ニ御位モキハメ不給成ニカハヽ云世事欤
十六ヨリ故ゐるなるなりて
ゆくしさまでこゝろ　玄宗未歳始選入入時十六今ハ六十樂有上陽人
ヨムソイニイニシキ心ニ忘ノ字ヲモユヘシキト
わすれなんとおもふこそ　群行儀
砂王輿居嘉喜門外解退
東戸下御入女房ホ先下自在昭訓門持レ下ホ參會圭上所給櫛
不令落至勢多納給ヽ其後毎日在洗興ヽ砂王給櫛後出
自大極殿東戸乗輿出昭訓門於御前結付畢木出給ヽ亦云小櫛

笥中ニ入櫛ヲ之時蔵人喜表(ツヽミ)檀紙献之ヲ云白川院仰ニ曰件櫛匣ニ不
入(レ)喜表紙(ヲ)唯入笥ヲ云或砂王櫛給之後不復本座ニ直出給欤花園左大
臣記ニ大政大臣
雅実云

ヲ云ありけるとぞ
つゞけるいづれ車をか
奉部(ノ)記ニ云延喜大炊寮内ニ
掃きて
西條砂宮ニ掃ニサシテ
きよき川やせのあら
催馬楽ニ鈴鹿川八十瀬ノ滝ヨミナム人ノ
アルモ云ク時ニアラネ
万葉ニ鈴鹿川八十瀬渡テ誰ニカ
吾ヨコユムツテモアラナクニ
お恨ノセキノアナタモテタニヲハ
吾ヨコトモシラレサリケリ
又の日物ときのあるさう
沙ていとこうくくおもはさなるにあてなりけをすこうく
たゝまうとも
コトワキテカキ給ヘルトアレハ手跡ノヨシアルニアテナル心
詞ヲリ〳〵ハヤト有欤亦能ノ中ニモ随分ニ雖ノ有ニ定文ニ喩小野道風
弘法大師之ト筆ノ大内ノ額ヲ雖シタルコトモアリ
人やりの道ナラナクニ大カタハ
イキワシトイヒテイナ帰ナム
人なりけるとぞ
おもふにこそ
書ありもてひさしとなりぬべきにより日
をへてまいらせ給へるもまつのことをきこえもせ給へどいふ

ものそうちのことのさまなどいうしもあめなくかゝるとみまもせ
李部王記云延喜御第之内
春宮朱雀院七歳御時
昌泰元年時
矢臣
為御共参内主上御對面之間有五箇條ノ仰一者ヲ
習神事二者可仕寛平法皇三者可開
外一箇條御忘却春宮御退出之時左大臣被奉問之非記文取意
左大臣
家弦
おほさるゝとぐ〳〵いとさぐ〳〵
急
しうもあらいやうなりて
後漢書臣有事弦ト云事ハヲシ皮ニヲシ皮ハ韋ニ是ヲ帯ニ用ユ緩セ弦ハ
ユルクハセヨ
ゆるくもあるかなとぞ
是ヲ帯ニ用ユ急ニ此ヲ人之緩急ニカヘトルニ君急成時臣緩
ク君緩成時臣急成急見タリ朱雀院御心ナヨヒタル方スキテトア
しい性急成左大臣政ヲ補モ非無其故ニヤ
のちくもうちわすれしたるまゝなる
孝事ニ
能事
論語
日本記
孝養ノ事ニ
ふぢのうすものをそも
縹衣ニ順和名ニ
縹ハ
ハナダノ
ハナダ
ノ皮ニテ徹レル布ニ御素服ニ布ヲ用ユ此

麻布ヲ用ユ僧ノ着ス黒衣モ仏之浄服ヲ云々國史云仁明天皇承和
七年五月癸未後太上天皇崩丁時淳和院天皇除素服著堅絹
御冠擬染御衣以臨期御簾及屏風縁并用黒染細布
浄衫九条ノ袈裟ヲ著ス女房ノ浄衣ヲ着ルヲ云ヘリ　七條后ノ失給ヒ嵯峨后ノ後讀ケル伊勢カキ
ぬきすてゝ〳〵みまのくでそ秋の浪たゝ三ツ重ねる
ツ浪タヽ三ツ重ル宮内ヲ云秋ノ紅葉ト人々ヨメカ散々ワカレナハ〇ニシテ仏
ばゞヨナキ中宮ノ御心モシリ給ヘシ心ニカセ給ヘラン世ノハシタナクスミウカラムヲ
悪后　大后ノ御心モシリ給ヘシ心ニカセ給ヘラン世ノハシタナクスミウカラムヲ
（コレハ本文ニカケニニヘル　呂后為人剽毅　史記ニ　呂后之事ナトヲ思テ云ヘ
かげひろをなこしおもふ（松君ヲ樹ヘ）ゝえつるしのそゝやさゝ
大和物語式部卿ノ御座（ハシニ）ノ時　亭子院ニ任給ケリ此宮之御供ニ参盛
条巣利召出シ物仕給ナトシケリ失給テ後亦院ヲコレニイトアワレ
ナリ池ノイト面白キニ哀成ケレハヨメリ　池ハ昔ナカラノ鏡ニテ
カケヲミシ君カナキソカナシキ
筑阿妓楼仁寂静（ナル）押（ハ）似舞腰（ニ）池（ノ）似鏡（ニ）　白氏文集
両朱圏也　案之池鏡在其心平

此詩貞元双帝子昇仙旧宅為両朱圏ニ　旧院仙洞ノ
ふくまでていそ弁乃ふも　致潜（ヒソカ）相通者欤
今日ヨリハアヒノ川原ハアセ
ゆるさるゝいもせの
さゝふしなさのねもの
書久礼簡　ヲ納代袋之事欤ニ一説云一年之公事ノ上日ヲ記シテ
自官家公家被拘大臣家ニ献ル代袋草子ノ文欤云々此事有殊秘説
后ノ里ぐらもおもしろくまて年ふれとこゝろてんのまゐ給ハヌ
つもぐもりうて　梅壺凝花舎　弘徽殿　登花殿（以上后町西殿ノ女御等曹司）
おとゝのうちろうぐもとをそうつ
むひとゝろうぐうくとも　舷役　文撰ニ　扒役　班固見西都
笑巻のいつさゆみをむわうねきいわほくもありさりとも　當服事ニ子依母被抱　見史記
さるへき女ゐんとそやおりせざるもん　孫王為秋院例　真子内親王（女王ヲ）
文徳孫王　中務卿雅彦親王女　仁和五年ト定孫王例此一度ニ仍多ノモアラサリケ

リト云ナリ

ぬかどいふ淀の渡のいこんたぐ
わりまもう地みも心のる
ぬさ取かべし

麗こうルいシクナヨシカナルこと 史記云孝恵為人仁弱也

あだんのみぞほう 土壇御修法 不動大威徳降三世 軍荼利 金剛夜叉也

あさゆふんなくこゑ 伊勢ノ海ノアサナタナニカックテフ ミルメニハヨアクヨシモカナ

たぐ言ありしこの弁ト
まくこのわうにくくうを
をこすゑそうとを大ね
ぬ

若承香殿之せりトノ藤少将歌 近衛司此慶ニ右由ニキクナキトハラクロキトニシ

表ふうき暁ぐくよろえもいぐ
ずわたうゑひてい事

悲香舎之扁ニ入テアザ、ホウケニ冠ヲシイレテ出給ケレハ随身切聲ニ御先ヲ追ケリ フジンの秀

大将ノ外ニ亦カクロ〳〵タル

十四

伊勢物語ニ云此オトコイロニセム我カ心ヤメ給ト神佛ニモ申ケレトヤマヌ
ニ〳〵ニナリツヽ猶ワリナクコヒシクノミオホ〳〵ケレハ陳陽師覩ヨヒテコヒシ
ト云祓ノ具シテイキケルいう〳〵ケル仍ニイトカナシキコトカス二サリテアリ
ショリケニコヒシクオホ〳〵ケしいト云テナムイキケケル

好をごめるを〳〵入まつ 同物語ニモ朱雀院ノスリコメナト有

ふもゑ命絶つる

よにをこいうさこそきれとねぶたつる 古今 世ニフレハウサコソ二サレ三吉野ノ岩ノ陳道フミナラシテム

せき妙ぐんのえんめのやうにいわ
王因成夫人断手足去眼熏耳飲藥使居厠中命曰人彘

孝恵帝元年十二月帝晨出射趙王少
不能蚤起太后聞其獨居使人持酖飲之遲明孝恵愛趙王死史記

戎部ぐうめそや 紫式部日記ニ大式部モト殿之宣旨ト二三日記ヲ人ニ見セシトミタリ

よねのやうに 衣居修ニ二間護持僧ニ

たまつさぞな 白圭之珠尚可磨見毛詩 明月之珠不能無瑕

うむもんのまきて活ず

承均法師 古今千五百廿我モテリ二廿カリ
アリナハ人ニリキメセナム 雲林院ハ淳和ノ離宮ニ
仁明天皇ニ處分奉仕給次ニ常康親王傳領本堂ニ彼親王堂也其後
御願寺トシテ天暦ニ寛性僧都別當ニ補セラレナトシテ殊有営敷
御記ニモ天暦七年正月八日於雲林院令轉大詩善亦康保四年十月
十四日始従今日於真言院東寺雲林院蓮臺寺毎日相寺講仁王經
限二十箇日竟之為息災セナトアリ本ハ千手観音在其験ヲ
亦謙徳云之康保元年二月廿二日補雲林院別當于時參談従四位上小石右ヲ
記云定覚阿闍利年来籠居雲林院也

おうさ人ぞとたにほ一も
名仏名ヲ持ス不捨ヒトノゾテアラ
あさぢふの露ヲ捨ヒトノ
倒ナラヌコトハモクナリテ浄クシテ月ロニ給ケル日上東門院中宮ト申ケル時
ツカハシケル 一條院御哥
吹ふ風もたきほどぞ秋院なもさこそ詠ムラ

雲林院ハ紫野ニ仍雲院ニ近ヒトヨリ云ヘル旧事本記云以天香山之天白黄維懸ケテ
ふだをさき 木綿ヲ襷ニスルヲ云ヘル千襷トイヘリ
千襷古語拾遺ニ以日蘿蔔ヲ爲ニ手襷ト云ヘリ
むらさきを今にてそめんらんふ
ちさき世みてのこゝろ
之リやうくくシキ可替歟スレハ上歌ニ
六十巻をとそふ
天台六十巻 本書三十巻 玄義十巻 止観十巻
未書卅巻 釈籤十巻 疏記十巻
巻給例ニ 弘決十巻

このもかのもとあつさまふ多しんぐ 柴振人ニ
木葉ナトカキアツメルヲヤシキ賤皇ニ
木葉ノ散掛メルヲ打払ヒリナリ
物語ノ面賤キ者ノ鉢ナリ 一説ニ殿上人ニ 弁ヨリテシヨリ云ヘル
阿仏房説ナリ
老人トハ見エサル歟
くろき御車の内ゐ 服者車ニ板車ナトヲ云ヒ
山里乃つとに 集見日本記ニ土産ニ裹ム葉ニ見ヘタリ

註曰廿二三之間若有子日便用之廿二日若人及所司装束仁壽殿
新儀式云正月廿日宴事前一日藏人所雜色以下并所司装束仁
壽殿木工寮立舞埦東庭遣使藏人所於親王等令示仰明日可參
之條又藏人奉仰令廻仰可參文人等當日御仁壽殿
きつることくもくもりいたけれはあやしまぬほどぞ
本ノ作
十節録云正月七日看白馬牲白馬本天有白竜
子以正月七日恒登東山西谷命青衣人令別青馬七疋謂青陽之氣
馬者主陽青者主春山園者万物之始人主之居七者七曜之清徹陽
気之温始也 宝亀六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於立位
竝既而内厩寮進青御馬兵部省進立位以上壮衣馬中納言石上朝
臣進竜位宣命其詞曰今詔今日正月七日豊明同食亦有是以罷
ホ 參遊トモ云青馬見タニ退トモ云 承和元年正月七天皇御豊
樂殿覧青馬助陽気也 貞観十四年正月十七日無節會去九月
大臣朋心表中也召左右馬寮御馬於内殿前覧右記人称壮衣

東白馬參中宮事 權記云 白馬同參中宮 給酒
祿於寮官
ふる人もかへつかさもあまたまみて 一人當千心ニ
子のそこそこもあをみびらひまぐろ ほのぐらなる
うなゐらくらの紬ぐちの
家服ニ
さけもるやのうちをそひ
氷ナリト八雲抄ニモアリテ六帖ノ樋ノ所ニウスラヒノ哥ヲ入タリ如何
サホ川ニ氷ハタレルウスラヒノ
ウスキ心モ我ヲモヒケクニ
ふのかたちぐさ
柳山意衝寒欲發梅杜甫柳非情ニテシカモ心アリ風隨テ気ヲ
知故ニ人柳ト云漢武帝園中蒔人柳一日三卧三起ス
音ニテヨリ松カ浦島今日リニ
ムヘ心アルアニハスミケリ
むべもんなと思ひやるみうらしまのこころふかどの
御封ニ 太上天皇ニ千戸 三宮各千五百戸
たのむたちぐもおりやけわるらく
つほそちぐものうたてまつるを
七十老致仕懸其所仕之事 見孝経註 尚書詰曰伊尹既致仕老終

以二公之禮葬之也正義曰伊尹湯上相位為三公必封為國君之亦受
邑千畿內告老致政事於君欲歸私邑以自安禮記曰雖其致
仕猶可即而謀正與漢丞相韋賢地節三年以老病請罷骨
丞相致仕自是始貞觀政要曰玄齡自以居端揆十有五年頻
表辭位優詔不許十有六年進拜司空玄齡以年老請致仕
本朝例孝謙天皇天平勝寶八年二月日正一位行左大臣橘朝臣
諸兄致仕辭大臣大臣致仕始之藤原良世寬平八年七月十六日任
左大臣十二月廿九日上表致仕詔許七十四日薨
三年十一月八日薨七十八歲
執政臣致仕例謙德公天祿三年十月廿日依病上表欲
致仕和摂政太臣并随身如故也東三條開白寬和二年
七月廿日辭右大臣致仕永祥三年十月廿日
上表致仕大政大臣摂政如更蒙開白勅之安之致仕雖辭官猶政事二ツカルヲ云
之此致仕之准拠古来雖多カルカ仍弘安源氏論義云酰醐天皇御
代致仕良世セトイヘトモ摂政臣致仕例ニ非ストテ終ニ不決云々
此事有秘說延喜八年二月九日庚戌御記云召太臣給民部大輔
大藏善行朝臣言致仕表依請辭之

ひとぞうのき　一孫之
春秋御讀經也
春秋の御どくきやう
掩韻之古集之韻字ヲフタキテ何文字ト推
おもふさま
三ヲ勝負ヲスルニ上古掩韻ヲ為宗不好連句云々見春花朝臣記
詩集也
さるべきさうどう
集也
ほうのもとのさうそう　階底薔薇ハ夏開　ホ天
階底薔薇ハ夏開　ホ天
龍刀竹葉ハ經春歛ヌ
古今　我ハ今朝ウヒニウヱツル花ノ色ヲアタナルモノトイフヘカリケリ
たうさごをいだしてうたふ　高砂律　長生樂妓
左伊尼古能太加乃乎能戸尓太天苗之良太末太天川波末多乃也
名支曾礼毛加止左乎末之毛可度祢利乎左義乎能
見曾加介尓世乎多乃也名支名尓之加毛波尓名尓之加毛名尓之加
毛古々ロ毛乃多伊介乎由利波名乃
波津波名尓安波末之毛乃乎左由利波名乃
うちをそれてらうがりくり　りそし戲久れ之乱之亦狠之

史記魯世家曰攝卒
王之弟成王之叔父也於天下亦不賤矣然一沐三握髮一飯三吐哺起
相成王而使其子伯禽代就封攝ヘ魯周公戒伯禽曰我文王之子武
待士猶恐失天下之賢人子之魯慎無以國驕人

二藍帯ノ

右族也花族事ノ
但是ハ有職事欤

トテ帝ヲ傾申ト云説ニ依テ被為左迁給ノ事ニ
如斯罪有ノ
アニヘタル心ノ世俗ニアヒカストニ
有欤

第八花散里

橘ノ香ヲナツカシミ郭公
花散里ヲタヅヌ子テソ与

古今 春風ハ花ノアタリヲヨキテ吹 心ツカラハテウカラミカラ
心ツカラヤウウロウトニム ナト如ニ唯心カラナリ

無拠ノ 無行拠ノ

和琴ニ有能鳴調ヨリヘテ
天雅彦門之陽津楓樹 見旧事本記ニ
或馬津桂木 見日本記ニ門ニ楓ヲ植事是本説欤

夜ヤクラキ道ヤトヘル郭ニ
ワロ宿ニシモスキカテニテク
難過ノ 此所誰人在所哉

奥入ニカコハチトヨモキノニカキ夏来ハ
ウ(ニカキチモ落リアヒニケリ

つくつくし　本朝月令曰五節舞者淳御原天皇之所制也

勘蔵　乙女巻者也

ひさかたの光のどけき春の日にしづ心なく花の散るらむ

二月庚子朔天皇命田道間守遣常世國求非時香菓今謂橘

國史云垂仁天皇十九年醉春

是也十九年秋七月戊午朔天皇崩明年三月間守至自常世國則賫

物也非時香菓八竿八縵焉間守於是泣悲歎之曰受命天朝遠往絶域

里蹈浪遥度弱水是常世國則神仙秘區俗非所致是以往来之間自

経十年豈期独陵峻澗又更向本土平然頼聖帝之神霊僅得還来今天皇已崩不得復命臣雖生之亦何益矣乃向天皇之陵

叫哭而自死之群臣聞皆流涙也間守是三宅連之始祖也

いにしへのにほひのこれる橘をかをるばかりに袖ぞ触れつる

古ノコトカタラヘハ郭公イカニシリテカナクコヘソスル

奥入橘ノ香ヲナツカシミ時鳥カケテウトキヨヒトヤタレ

万橘ノ花散里ニカヨヒケム赤人郭公鳴テヨカスヨメチハナ

花散里ニスム人ヤ誰

うつせみの世にも似たるものならばこよなうつらき別れせましや

ウツセミノ世ニ似テハ鳴ス　卯ノ午ノ咲ルソヨリトヒカヘリ鳴トヨミ橘ノ花ヲ共チラシ

ヒチヲモスミ鳴ハ聞ヨシニヒセムトヨトヨナユキソ我宿ノ花橘ニ住渡鳥

ことわりや世のつねならぬ別れにもなほ堪へがたきものは涙を

左右也

世ノナラヒ欤ヨカラヌナラヒニ悪之多之

義也

北

河海抄巻第六

第九　須磨

光源氏大将在紀伊国之時

正六位上物語博士源惟良撰

かのもまいむ(ママ)ことを人のすこうるなどもあり

人者配所之宣旨ニ依テ為左遷也今源氏之大将恐詔勅之

光源氏謫居此浦之故名之也

被為籠居周公旦東征之跡思欤風雨之変異相似亦行平中納

言為此義欤古今集云田村御時当事摂津國須磨ト云所籠

侍計当宮中侍計当人ニ遣シケルトアリ傍ノ野相公哥ノ詞ニ隠

岐國ニ被流計當時ト云セ
人志けくもくけたらむすまいかつ
あふをかざうよ　我コヒハユクエモシラス果モナシ
わるへきかでてみもやと　アフヨカキリトモ思ハカリソ
入そのうあうこと　男女三不限佛法之道ニ入ヨハ皆号入道也教
導子　三条関白頼忠女円融院后也
あふろ函ろもつきて　天祿四年三月十九日落髪世号入道宮ト云云
ろうをもかつをうて　細代車ニ栄花物語云
義ニ今位ヲカストアル如何史記
集爵以皆称士位セトイヘリ　但唐朝ニハ位ヲ辞スル事モ有歟見貞觀政要也
或亦司ヲモ位ト有ニ云事ニ大臣ヲハ台星階ト云和語ニハホシノクラ井ニモ云ニ
不可有不審負観政要云玄齢自以一居端揆十有五年頻表辞ス
位詔不許十有六年進秩司空玄齢復以年老請致
わたろうまにこのぐてるとも　腰ヲ屈スルハ官仕ノ礼ニ今腰ヲ
フルト有ハ休退ノ心ナリ

いろろあさ　敢強ニ伊勢物語云イテハヤキミヤヒヲナムシケルトアリ　親行云
スミヤカナル心ニ　水原ニ　素寂云スクレタルト云討ニ此不明案之急成心歟
早ノ字ニイハ敢ニイチシルシトヨメルカ
いのちおしさいんうくもひつさうなる　急過急之事ニ懶急之義ニアラス
あめのつをさうまにおつてても　アルニシキノ
経日月降地ナト云
躰之心ヲ本文未勘出也
いえはえなるうろひつさうなる　伊勢物語ニイハヤ子ハム子ニサハカレテ
心ヒトツニナケリコロカナ
こうれほうこだみおさめし　ナシソレタニモアワレシリヌヘキトヨメル
子フリテカナシムトイヘリ
むりんのおを　平絹直衣ニ或シウ　雖非山服散班宿老ノ公卿ナトハ
常ニ著之今源氏モ無官位人也仍著之歟
いとをの中にぼりやるる　古今　イカナラントイハホノ中ニスミハカハ
世ノウキコトノキコエコサラム
ここをのしいみすぐさる　無為ニ日本記　古今　村島ノ立ニ我名乍サラニ
コトナシテ氏シニアラメヤ

常夜ノ花ヲタニミハコトナシニ
スクル月日モ人シヤリケム　　仙
ケリ　但其心各別歟ソレハアコトナシトソ（メリ）是ハ無為無事ト云義ナリ
日本記ニ分明ナリコトナシ尼ノ哥同心ニコトナシ草ハ忍草之一名ニ
げなめるぐかなれ　　古今　アヒニアヒテ物思ヒノ我神ニ
ヤトル月サ（ヌルカホナル）
たゞそらねのそらごとそんをそくらすものおきとのゐて　　後撰ニ
行先ヲシラヌ涙ノカナシキハ
唯目ノ前ヨリルナリケリ　　山陵事　神武天皇七十六年春
三月崩橿原宮時也
ふる里ゐのくまこそうきこと（ヨリアリ）なれおとそゝいはそとつそ
わせそひける　　漆（クロヌリノ）琴一張儒道佛書各三両巻　樂六既（ニ）未（テ）為生（白氏文集
草堂記）
ゆるしおくこんそうこんまきのそんたつふこ　　領給（ニ）御荘（ニ）
御牧（ニ）巻立文（ニ）
あるせるき海のいわまろつこくやるくこんかのそくめりくん
涙ノ川名所ト云説アリ後撰集ニ夫ノ伊勢（詣ケル）ニ君カ行方ニアリテフ泪川
ニワハ神ヲ流レヘラナル
然伊勢國之為名所歟同集ニイセワタルハ川ハ神ヨリ流レハト有モ猶泪ノ由歟
文選ニモ水滔々而目ニ泪ナトアリ唯涙ニヨマルニ非名所歟一説ニイセワタ
ルトハ五十瀬ニ非伊勢国ヲ（ニアラス）
中笠ノ一秀哥ト被（メリ）申　然而猶以不実　後成卿女此哥ヲ物語
後撰ニイセワタル川ハ神ヨリナカレレハ
トウニトハヌヨリキヌメリ

讀人不知　水尾　万葉ニ水保　日本記ニ
涙川淀むをるも淀ぬしも流て後乃せをもまくぞ
淀の字ヲ（ヨミ）ねとけてこゝろよくまるてゐる
水沫ニ水迴ハ各別ノ事ニ
山陵事　神武天皇七十六年春三月崩橿原宮時　年一百廿七歳明
年秋九月葬　畝火傍山地　山陵　栄花物語云師殿夜半守リニイミ
シウ忍テ御叔父ノアキノフハカリ御供ニ人ニ三人ハカリシテヌスニハシイデサセ
給テコハタノ御墓（ニイリ給
ふるいなくそうそうるきをそ（ヲ）ひもなくぐろ
新古今　有ハナクナキハカスクリ世中ニ
アハレイカニノ日ニテナケカム
みそうぎの日ふりの山ぞいしんそつるまるも（除籍ニ）右をのぞ（ノ）
義人うべなう（叙爵ニ）ふりの福（藏人ニ致ル）もるをゆるみうぶみつるまて
司も（解官ニ）とけて　　被除日本記ニ被（ル）
解官ニ有ニ義一表解ニ病解及百官（ヲ）
神みまのりくる　辞見日本記ニ暇申ニ古今ニモ紀宗定カアツニ
ニカリケル時ニ人家ニ宿（リ）テ暁出立トテニカリ申ケレハトそ

古墳何世人不識姓字名
化成路傍土一年々春草生　樂天
本ノ條

オサメハ雲按ニハ下女ノトアリ水原按云
オサメトハ曹司事ノ御川トハニスミノ一ノ云云　亦オサウル女御カ父持ト
云商人ナトイヘリ喩ヘ甲斐下サナト返テトラン安之行幸ノ後
駅ニ厠長女洗サトテアリ此事欤

神武天皇甲寅歳十月天皇親帥諸皇子舟
師東征至速吸之門時有一漁人乗艇而至云云天皇勅授漁人椎檝
未令執而牽納於皇舟以為海導者乙卯年春三月従入吉備國
起行館以居之積三年間修舟檝又立宗神天皇十年十月科伊豆
國令造舩長大舩既成之試浮海便軽疾行如駛故名其舟
日枯野云

楚屈原カハナクレタリシコトヲ云欤楚辞漁夫者屈原之所
作漁夫避俗ヲ時ニ遇ヒ屈原恠而問之遂相應答屈原既放テ身遊江潭
顔色憔悴杜詩ノ註曰屈原有宅在歸
戯水側行吟沢畔履前
赫ヤ

列　後漢書群國志註曰荊州刺記治歸縣北一百里有屈原故宅
方七頃景石為屋基今地名樂平

イトヽシクスキ行カタノヽヒシキニ
ウラヤマニシクモカヘルナミカナ

うらやまもくもとうちぞ見ゆるかな

まことゑみ里のかの仏地ゑるゑ

十一月中長至夜三千里外
遠行人若為独宿揚梅館冷枕單床一病身　見白氏文集

三千里外隨行李十九年間任轉蓬　在昌賦蘇武ノ

ヤタフリクル雨ニタタレツヽモワタルフルユキノ雲カ

かしのつづくもたゝぐ

古今集ニ我ウニツヨクナル大川トワタルフルユキノ雲カニノ雲下
なとゑべきにあらぬ事ゆ納言の古今集田村ノ御時ニ古又ニ當テ摂津国須磨ト云所ニヲモリテ侍計ル人ニ
宮ノ中ニ侍計ル人ニハカシケル在原行平朝臣　ワタラムニトフ人アラハスミノ浦ニ
モシホタレテワフトコタヘヨ

かとうのひるをしるくゑまやいそも

キヌト讀ニ然ルニ平絹ヲ直衣ニ白竜ノカトリモウスキ絹ニ　練ヲ
練直衣ニ絹ヲカトリトヨムニ　練ヲ

ワキモコカキテ
ソモムツニシヤ
ヲカリトカモ
ヘ

見六帖

ゐくまもぞみてねしやもそ
そくそくそ　健々ニ

古今　憲ニモアフ夜ノナキハウスシ草
ユメナニサヘヤ生シケルラム

ゑふそそくことをやくそねそ
後拾遺　秋ニテノ命モミラス春ノ野ノ
ハキノフルエヲヤクトヤクル哉　止下可勘ナリ

らくくそ　此物語中多クラウアリトカケリ上篇ニキヨシニ

ゐそそみそうざんそあけくまねそひろふ

聖廟宰府御下向後不断御精進ニテ朝夕法華経令誦讀給計
利ヨシ云叙意千言ノ中ニモ微々恒愛樂漸々謝葷　曹ナトアリ亦
重陽御作ニモ菊酒為誰調長秋終不破云々
ナヌヤリツヘケテテヲ　ウナハヘテニ

いせんの波のと潜小ぶにてうさめいかでのうまし
風俗伊勢人　イヤヒトハアヤシキモノソナトイヘル
小舟ニノリテナミノウエコソ
むくろそろほろろんをなさまみて　八重葎シヲ門サセリテヘノ
哥ノ心ナリ

廿四

ばかな文ぬるエタリ

尚侍退出事　或説云九條殿六君尚侍綏子永延元年九月十
六日任尚侍初參東宮旨寵長徳之間雑侍青圖私ニ弾正大
弼頼定朝臣密契後其事漸覚退出

いふるふとはけふろ
見拾遺集　コヒシナム後ハ行セイケん身ノ
メメコソ人ノ見ニクホシケレ

古今　木間ヨリクル月ノ影シハ
ツカツシノ秋ハキニケリ　奥入云

をまにいくんつくの杜風よ
行平中納言哥可尋能宣朝臣哥相似云　旅人ノ袂涼シク成ラシ
ヤキ吹コユルスニノ浦風　伊行吳云
續古今集才十云ツノクニスニト云所ニ侍リケル時ヨミ侍ケル中納言行平　旅人ノ袂涼シク成ニケリ
ヒトリ子ノ庵ニタヒシル須ニ　冥吹コユルスニノ浦ヤテ
石ノ格モウキヌヘシナリ

枕いくぐろ　ろ　ろ　

繪ヲ画トスル丁有其謂ヲ云見氷原枚ニ

このごろとみすめるみ枚つるのをかをめして

千枚常則在高名銀　共昼工也應和四年四月九日御記云古左衛門
志飛鳥部常則画昼西廂南壁白沢王像常則名字天暦御記
中多在之

つくり絵つふまろ形ぐやとしてあへて　作繪　新猿示記

作繪トハ墨昼ノ上ヲ彩色スルヲ云之源氏ノ被書タル昼ヲ後輩ノニ
色トラセハヤトナリ綵色ハ昼師之口傳有之ヤセ云

きろこさあやのるくろうるる法ぐ志をんとるぐてこまやう
るるのをー　筆志ぐをるぐ

白綾ノ御衣ニ紫苑色ノ指貫ヲニヤカナル表トハ色ノコキナリ
濃紫字ナリ紫苑色表ハ薄紫裏モヨキニ

釈迦牟尼仏の弟子となりて

釈迦牟尼仏ヲ弟子トスル事ハ
釈迦牟尼仏ヲ某　皈命頂礼白仏言ノ夫菩提道樹之月影逐ニ隠ニ
沙羅秋雲尼連禅河之水音空明陵於之涙浪　本朝文粋　ユルラ
願文江以言

カトハ緩ニノトカナル　管絃郢曲ノ拍子ニモ
緩急大引ト付ナリ

仲うみとものうちしめて志ろてて漕行なもこころるのるなぐ
ちいさなるろのうめぐるとろんやらうくも　日本記云千生神名鳥之石
楠舩神亦名謂天鳥舩神次生鳥磐櫲樟舩神彦火火出見尊

御哥　オキツ鳥カモツクシニミワカイモ　オキツ鳥ノ鳥トハ鳧ノ名ナリ
舟ヲハ鷁ニ似セテ　オキツトリトモ多讀リ詩ニモ　鳧舟ト作リカモツク
ニヘトハ舟著島ト云心ニ　万葉云　オキツ鳥カモトイフ舟帰コハ
ヤカノサキモリハヤクフケコウ

初房いをくさくさのつくるあるそ
我ガ爲遷客汝来賓共是蕭々旅泊身
歌枕思量ス帰去日　我知何歳汝明春　聞雁管家後集

心ろうことをそそくる的房れをあろそみもなしけるバ
常世國日本記ニ少彦名命行到熊野之御埼ニ
適於常國ニ矣　万葉ニ松浦仙郎和哥　君ヲ待松浦ノ浦ノ未通女
芽ハトコヨノ国ノ海人未通女鴨
又詠浦島子長哥　白雲ノ箱ヨリ忘テ常世ニ　棚引ヌレハ　皇神祖
之可見能大御世介田道間守常世尓和多利夜保毛知麻泥許

之祭　集長哥　赤染　カキモセヌ我常世コソ悲ケレ　日本記　竟宴従春カヘリニモ雁モナクナリ

五位下行大外記兼近江少　三綵宿称公正作哥詠思兼神ヲ

常世ナル鳥ノ声ニヲ名戸トゲニカヒナキヨハ朋ハシメケル　天照太神天ノ岩戸ヲ閉給ヒ時思兼神思ヒカラヒテ常世ノ永鳴鳥ヲ集テ鳴セタリシヲヨメルヲ見日本記ニ今案トコヨハ仙境之名欤此哥ハ唯我床ニヨヤタリ依之カリカネニ来用来欤

月のうちのそまもとられふ　後集ニ月ノ顔似鏡無明罪風気如不破愁

ニゝみ里乃ゝかのおべのんそ　百　三五夜中新月色二千里外故人心　宿直對月寄元稹詩ハ白樂天八月十五夜禁中直ノ對月元稹ニヨスル四韵之一句也今宵殿上ノ昔遊ヲ思出テ此句ヲ被誦計歟

恩綸のあれハと宮なるそとず　後集ニ去年今夜侍清涼秋思詩篇独断腸　恩賜御衣今在此捧将毎日拝餘香

大貳いのかまとるいつめくるいひろく　類廣也

いとくぜむのうそぶまいまろ　下官如例　栄花物語帥殿ノ御ツヽシニオハシマシキ九ニ其ヨリノ大貳有業下ノ官如例　筑前守雖為都督所帯守以

國朝臣之カクト聞テ御ニウケイキユ京ノコトヲホツカナクオトロキ思ノ侭ニモニイラヌヨシ申サセタリ　筑前ノ守ニテイマシケレハ

四ろ名御ろみそもろうめ　難波朝衛ノ物部　文武天皇大寶二年八月十六日以大納言正三位石上麿為兼任大宰帥之始也前二大貳ト云今ハ帥トイフ如何正帥与擬親王官仍兼府務之人任權但有權帥者不任大貳任大貳之間不任權帥流例也今大貳知府務之仍云帥欤　大臣左遷之日任權帥然而不可知府務仍大貳知府務ヲ

いさうせんといねとにざるをを　古今　恩キヤニナノ別ニオトロエテアニノナハメニイサリセントハ

むまやのをさまらんとまるくをけるを人とる

イ大鏡カニ云　菅丞相思ノ外ニ筑紫ニ下給ケル時播磨ノ明石ノムマヤニトマリ給ケルニムマヤノオサイミシクヨモエルケシキヲ御覧シテ作給ケル

駅長莫驚時変改一栄一落是春秋ノシトハ白氏文集巳四口号絶句云ヽ白氏文集巳四口号絶句云ヽ遊文林苑辞ニ口リ奇ト云ガトク日本記ニモ口ヲト書テ口ッ奇ト讀ル口宣ナト云同心ニ或云句詩也亦云別ノ樣ヨトラセタル欤云々或亦ノシト絶句ニハアラテ一句ノ詩也亦云別ノ樣ヨトラセタル欤云々或亦ノシト
スルハクシセラルヽヲ昏誤也駈佐トカリツカハシ心ニモイフ何モ今妄
之誤也

おほやけのかうじかる人ハ　左傳辞也日本記　勘事　勘當事也
かのおうをとるとそんん人のむうをとりまもるやうなつかせするなどもあるをいふなるへし
史記云趙高欲為乱恐群臣不聽乃先設驗持鹿献於二世曰馬也二世笑曰丞相誤耶謂鹿為馬問左右云々
左右黙或言鳥以阿順趙高或言鹿者高因陽中諸言鹿者以法(始皇本紀)
こまやかなれとおかやくなるんとなるへし
ふるまひなりて宮なをおもしろくなるやうにとりなすなり
囲黙不能眠紛々專夜雪近者白屋埋遠知碧鮮折家僕早逃散凌寒誰掃撒千方言無効連滴亦鳴咽

北七

おもてたちのおとづれ　胡角一声霜後夢漢宮万里月前腸　王昭君　朝廻鄉　伊行釈云血ノ泪ト誦シ給トカキテ卞和玉セト尺セリ
僻事ニ詞ニモ此國ニツカハシケニ此世ヲオホシヤリテトアリ王昭君カ事セ
たゝこまにしるくゝるとひとゝこゝろ　幾行南去雁一片西傾月伊行尺
今案兩賢尺共以下不分明ニ
莫発往芳巣且　三千世界一周天迴玄攷金雲将雨秋唯是雨行不在遷　菅家代月合ニ
あこのうらそく船　吾子御宿世也
こかとのいめをそあやまちける　五子ヲ云ヘシ是師説ニ日本記ハ
妃字ヲニナトヨムヘシ白氏文集ニモ八十一世御妻トアリ但サキノヤムコトナキ御ナトモイトカホノトアルヨハカホンナトヨムヘキ欤そハ人臣ノ故也
かくるゝうをんとゝめうるてひやとゝいふなりだにて出えさるなるへし
史記高祖本記曰呂公白臣有息女願爲季箕帚妾酒罷呂媼怒呂公曰公始常欲奇此女乎貴人洏令善公求之不与何自妄許劉季呂公曰此非兒女子所知也卒与劉季呂公女乃呂后也生孝惠魯元公主

ふるとて　波羅詞天馬食噉香稍
はいのうちこの海をくゝまさうぞうと泛琴をぞ彷

十年三月廿日別微之於澧上十四年三月十日遇微之於峽中停舟夷
陵三宿而別言不及者以詩終之　七言十七韻

一別五年方見面　語到天明竟未眠　生涯共寄滄江上
鄉國俱拋白鳥邊　往事眇茫都似夢　旧遊零落半歸泉
醉悲灑泪春盃裏　吟苦支頤曉燭前　樂天謫所三千元稹行逢于行詩〳〵
其ヲ今ノ宰相中将ノ對面思猶ヲ調給〳〵

玄宗幸蜀　古今　ヲクロサキミツノコシノ人ナラハ
都ノツトニイサトイワニシテ
侈

風なあらそいぞねびなきい
北風旧里ヲ慕テ嘶ツヽ
我カ心道ノ名駒心アラハ
君ハコストモヲレイナケケ

あまし家こ行ていとゝもくもりつゝ
たづぐもさへ歩をとゞめつゝ　已下葉ニ

北九

飲食爲補大飲酒ヲ招魂請魄掃除不祥ノ後漢書礼義志ニ三月
上巳日宮人置禊ヲ飲於流水上ニ文選ニ云是暮春之禊ヲ已之辰方軌
齊軫萩干陽濆南都賦漢代三月上巳ノ日百官東流水上ニテ禊飲
自魏以後用三日不用上巳見續齊記

歳時以萩除疾病禊者潔之謂於水與春潔ス鄭国俗三月桃花水
以上巳溱洧二水上ヲ執蘭葉招魂續魄萩不祥韓子成都記曰三月
三日遠近祈禱於竜橋命蜑市玉美我之三月三日蘭亭ノ序ニ永和
年歳在癸丑暮春之始會山陰之亭脩禊事ヲ晋書

三日浴濆ニ宴ス
詩十二韻アリ　白樂天開成二年三月

せんさうがもをめぐりて
立軟障堂下ニ引幔亦堂下ニモ有立軟障支ヘサウトカキテセンサウト
可讀
新義式曰内宴日奴樂止自餘依殿軟障南著座ヤリ
道滿法師居任播ノ玉ヲ此支
はまのまさごをおもふこと
攷此物語證本ニハ皆オムニヤウシトアリ伊勢物語ニハムンヤウシトヲ

やをよろづ祈しめ給そ
ミウキシテ思古ヌヨリ祈ワル
ヤヨヨロヅ世ノ神ノミニク
端河之川原八百万神達見日本記
ちぐさあめとかぞへて
リアハスシテ神笠シタルヨシ欤但日本記ニ大雨ヲヒサメ或ニテアメトヨメルモ
同心欤
よづ吹ちらして
暴風卒起屢降悪雷王暴虎
不修善事見金光明経 尚書曰武王既喪管叔及其群弟乃流
言於国曰公将不利於孺子周公居東二年則罪人斯得
周公告二公曰我之弗辟我無以告我先王
名之曰鴟鴞王亦未敢誚公秋天就大木雨電以風二年秋也反蒙恒
風若雷以成之故有風雷之異禾則尽偃大木斯拔邦人大恐風所及邪人咸皆
王与大夫尽弁以啓金縢之書乃得周公所自以為功代武王之説二公及王
問諸史与百執事對曰信噫公命我勿敢言王執書以泣曰其勿穆卜金
縢篇 漢昏曰君霧恒風若師古曰氛言恒者謂所行者失道則寒暑
風雨不時恒久

第十明石 巻名之 光源氏従須磨浦移居此所更故之
そのこぶき 雲ノ乱レ同事欤

ふるめでたきものいでくるみてえ入るみてくう
となむ云ふなる 彦火々出見尊釣針ヲ失ヒ給テワタノ人ニ入テ尋ヌルヲ
竜神容貌絶世ナテメテ娘豊玉姫ニアワセテワメツ宮ニ三年
留メ奉リシニ見日本記亦日本武尊東夷ヲ征シ給シ時相模国ヨリ上総国
ニ渡給シニ竜神メテ、尊ヲ取奉ントシケレハ波風アラクメ御舩沈ントセシニ
即橘姫尊ノ御命ニ替テ入海失給計利尊穏姫ヲ忍給テ上野国
碓氷坂ニテ東方ヲ望テアカツマヤト曰ケルヨリ東ヲアツマトハ云
心ニ吾嬬ト書テモアツマトヨムヘキ事ノ字ハアテ字之他物ニ書之 天平勝宝元年遣唐使
中有副使陸奥佐従五位上人九山城史生上 人九者而捕下人九集中有
哥入唐時之若以前非事令混合欤大夫於途中為海神ト 端正美麗
之故也云云見作手九記

えちひみそたな　　道ノ行違ヒ
赤らひにゝ　　窮屈シケル也　或ハくれシケルとも云
きいまそうぬへ　　本ノ俤
ゑみもしけるれいてあゝ
こゝろそゑ　　仁王會　経日講讀　般若波羅蜜七難即滅七福即
生万姓安乐　帝王歡喜　日明失度星宿失度　火雨風旱（くわうかん）
御宇始渡来（わたり）本朝　三月被行仁王會日例　天暦六年三月廿七日癸未　仁王経ヲ持統天皇
被行二臨時仁王會一
毀（こぼち）諸人善（よき）故天降電（いかづち）　金光明経　大雨雷電見日本記　唐徳宗皇帝ノ代貞
元廿年歳（とし）辰甲申（きのえさる）　弾長和二年三月　雷鳴氷降　大如梅

なのいとゝかゝくさゝめと　　辛苦苦忘欤　辛ノ
ゑゝくのそそらる　　青幣ノ白幣　見日本記　赤丹色ノ幣ノ
住吉の祢ちゝさゝうゑ志ばゝ　　神功皇后廿一年辛丑顕住吉
明神一　古語拾遺云至於盤余稚櫻朝臣顕住吉大明神矣

日本記云浮（うか）渥（ゝ）於潮上（しほのへ）因以生神（あれます）几有九神（ここのくさ）其表筒男命中筒男命
底筒男命（そこつゝのをのみこと）三神鎮坐焉（ゐます）是即今住吉明神（矢神皇后廿一年辛丑住吉明神歟）著（ゐます）西社中南（所イ）衣通姫（社）云
国基（くにもと）舎説或神功皇后云

ふるさとゝうゝこゝれほゝ　　大八島ノ古今序普御
美ノ波八島ノ外（よそ）迩流（ながる）廣（ひろき）御恤（めぐみ）ノ陰筑波山之蔭ヨリモシケノ御座（まし）テ
いゑをそゑるまこさうゑをさうゑるそ　　入青繞（まとひ）七日　離家已二年　隨蔭道
衡　離家三四月　落泪（涙）百千行　菅家古傳云　公卿者非王命不越境（こえ）云也
後（うしろ）の方（かた）梨花の井（ゐ）辺と　　大炊殿新嘉
ゑいすそゑをそうゑるそうみそ　　殿（しんでん）示記　日炊屋也旧記ニ多大炊屋ニ
墨色杜詩　柱嶺瘴来雲似墨（すみ）　洞庭春尽水如（ごと）大
堕乃やゑあし　　帰來倚（よる）杖（つえ）自歎（なげく）息　俄頃風定雲
さゝのうゑをゑがち　　アラシホノホノホアイニヤクシホノ
世皆稱入道殿　其時悼（いたむ）ヲナシテ世間ニ入道ト無云事　仍滿仲自号新
發意　　カラクモワレヨヒニケル哉
人乃ゑかゞみそゑをゑんじてゑをたゑるねゑくゑゑ　　描磨前入道ニ在若干巻或云御堂関白出家以後

史記殷本記云帝武丁即位思復興殷而未得其佐三年不言政事
使百官總己以聽於冢宰以觀國風武帝夜夢得聖人名曰說以夢所見視
群臣百吏皆非也於是乃使百工營求之野得說於傅岩之中
見於武帝武帝云是也得而與之語果聖人舉以為相殷國大治武
丁高宗也此外例有多

志ありてそこなはれしをきくもいしをきりれ
孝経云不退有退也周易云知進而不知退知存而不知亡知得而不知喪
其唯聖人乎唐書見可而退不退謂之懷寵云國之蠹也進不知
退取禍之道也此等心々於可勘

うきふしをわれをなん　波ニノミヌレツルモノヲ吹風ノ
タヨリウレシキアニノ勾卅
のこるものよひつもしきりかな
ケル所ニ忠見作哥ニ　秋コトニカリツル稲ハワミツレト
あるもなきあまでもほこりいたづらにおかるもの　老ニケル身ソヨキトコロナキ
ヨフルモヲホツカナクモヲホヌ云ニノタカフトニカ
ゆりいシモ

ころぼひろく　髑也見荘子　髑髏貌ニ
よのふることぐしづ出て　本ノ仮ニ
まげなきものと　是ハ無似気ニ隨所可分別
あのおほんやうういありきを
かくなりとふみを　晋書称亡人曰容
亭弾琴除夜分忽有客請曰構是召人与康共談音律辞致清辨
因索琴弾之為廣陵散声調絶倫遂授康仍誓不傳人亦不言
其姓字雑扱云嵇康宗叔夜晋時譙國人也康所居之處毎聞有人
声悽切康乃不見不有人後復声帰康更探見一髑髏蘆鑽眼眶
而生蘆康見愍之乃収為好埋葬從是以去不聞悽切之声有頃於夜
中夢見一人曰我是伶人也然我骸骨散野為芦所傷不堪痛切蒙
君憐愍荷徳之深所相報令授廣陵散以酬君於夢中度之及覚ニ
宛然即得靈異志曰嵇康宿華陽亭採琴而閑空中構善中
散曰君何不来此答云身是古人幽没幽冥数年矣聞君弾琴幽清
和故来聽而就終殘毀不宣乃以琴授之作曲亦不出常唯廣陵

散絶倫中散受之誓不得教他人或書云嵇康字叔夜予向于期
友善子期縛屋至家者爲妖精被侵叔夜客子期終調琴及
半夜除骸骨付隕来也叔曰聞誰答曰莫拒我乞時之樂士也爲伶
倫恤此處人矣然屋干我胸中積有年憂之故来訴所以已災爲
吾弦之爲業受授廣陵散示名之謝去自是叔夜琴名大震于
世矣晋帝詔叔令授后不應詔是以終被誅嵇康将刑東市顧視
日須索琴而彈之曰昔嘗袁孝尼嘗随吾学廣陵散吾每靳之廣
陵散於今絶矣

このものしばある人

賤男賤女ナトノ譬ニ木葉ナトカキアツムルニ一説ニ皺古人ノシハアルヲ
ルキ人ニトラヘ云老人之皮也後成郷女説也

依書法なりて　本ノ侭

後世よ孫びかるゝ事ありとも入ひとのほうしなりて
ゆくゝゝそのよとなりゆくゝゝ

極示之管絃并舞ノ菩薩ノコトニ兼盛集ニ琵琶四ノ緒ニ恩心ヲシラヘヒキアリケトモ知人モナシ

琵琶之事

そのの心ことまもるそは　或曰蒙悟所造皷絃竹身楽之并涼
二列筆秋如琴柔多善筆者故曰柔筆風俗通曰筆柔声之
天笠三毛仙道大楽解弾筆有部昆奈耶云　釈名筆施絃高
筆然或説云漢恭帝素女ヲシテ五十絃琴ヲ皷シム琴声悲帝禁
不得破二十五絃トス亦秦皇之時破作十三絃今ノ筆ニ
ニタヨヒニ折キテタヽリ水鶏哉
誰門サシテイレヌナルラム

くひるの打ゝゝきしたるいたが門さゝてと
ありし延喜の四のみこたちつゝ
古人尺云延喜帝令弾琵琶給事無所見如何云云　因花清和御
門ト書之前大王ヲハ南宮式部卿親王　宴覚録ニト尺シメルコトモアルナリ
此事不得其意物語ノ面ハ箏ノコト、三王タリ明石入道モテニイルジヤウ
ノコトヲ源氏スコシヒキテコレハ女ノ
ヨカシケレトアルニ入道アリスヨリナ
ツカシキサニナルハイツコノカ侍シナニガシ
延喜御時ヨリヒキタヘトカケル言不審哉亦明石上ヲ　親自歎之
返ス云モ源氏アヤシウムカシヨリシ
煙ハ同方ニナムトアルニ彼上泪ニソノカ

レテシヤウノコトヲヨシノヒヤウヘニシラ（上手ナキ人ノ三手ヒキスミシ心ニクヽ子タキ
子ハ入道宮之御琴ノヲノ音ニモ二サレリトゝ云ヒ頗天下無双ト聞メリ
箏相承（ツノ公不分明淵月分明ノ人合ニ云）宇多院　本院左大臣　能酬天皇　命婦石川色号於箏
四公主（母源唱朝臣女寛平法皇）筑紫産山邊康人　清慎公　村上天皇（諸流自此祢々）傳之奉授
伊勢　或人雅云朱雀院ヲ天慶御門ニ準スト云ハ延喜ヨリイク久シク聞エタルニヤ答云縦
クノ時代ヲヘス明石入道延喜御門御在世ナリ（キニアラス殊更主上ナト直ニ傳授
延喜御門ハ唯世ヲ遁テ山林ニ伏心ノ熊野山不限山伏ニ（コトノヨシニ峯ノ松ヲヤヨヲラシイワレノヲヨリシラ（ツメケム
雅故ニ其御才子ニ習タル人ハ三代ナラスヤ況治世モ已二代ニ不可有其雅也
やまぶしのひろ所なる　山伏野伏トハ
李凡を学ぶ（ヒ）ハ（ヒ）ものやあらん
さりのたつきとして女子の学ぶ（ヒ）ハ（ヒ）ものなり（ヒ）
ゆゑなくして（ヒ）ハ（ヒ）ものなり（ヒ）
芸（主）不等（詳）支如血脈無所見但上古師匠不祥（詳）管絃者名人中猶多
之歟所謂嵯峨天皇　箏　玄上宰相　琵琶　大石竜門　箏并笙村上御師ノ
敦忠中納言　箏并琵琶　等是ニ或亦相承之人無時　其流断絶スルハ不入
血脈事モアルニ今女五宮モ其餘流ナキヨシニ（タル欤
本ノ侭
うさるでのうらふるものはなるやを人ふく風ぞあきはてにける　長家倡家
女嘗（テ）学琵琶於穆曹二善才（ニ）年長（ケ）色衰（テキテ）身（ヲ）爲（ニ）婦（ト）（人）琵琶引弾
白楽天江別司馬（ニ）被（テ）為左遷尋陽江上（ニ）（テ）船中夜琵琶ヲ弾スルヲ
聞テ錚々然（ト）而京都之有（ノ）声感セシ心之従我今年辞（シテ）帝京謫居病（ヒ）
臥尋陽城尋陽地僻無音（エ）楽（ノ）終歳不聞絲竹声（ニ）今夜聞（テ）君琵琶
語如聽（ヲ）（文）仙楽（ヲ）耳（ノ）初明（ト）（ラ）（致）今此事ヲ思出ル有幽微乎
ひさしくもかくうき人にあふさかを
明石上琵琶ニモ達スル由入道源氏ニ語為聞（ル）（ヒ）門前ハ箏ト聞（タル）
よばひしいそぐらんねどさすがにや
いせのうらふるふりすてたる　手仕（テツカイ）由音ニ
清渚尓之保加比尓名能利曽也　伊勢ノ海能
午明石ノ浦ナレハ伊勢ノ海ナラストヽ云ルヲ
さけもあるろしおもて　多来也比呂波
殺詩ニモ醉殺ト作（リ）

ロとうぬい君し出るをぬ反ぶ
ほかをこまえる人ぞとて（浦すゞみれや浦ノ浪哉 凪ハ吹子共サラ波タリ） 催馬禾呂ニ 葛城
こまのうみこ父のうみに
紙也 後拾遺云圀融法皇失給テノ亦ノ年御乳母藤三位扇ニクルミイ
ロノ紙ニ書テ唯法師ノ子ニテサシヲカセ給ケル一條院御制衣ニ
コヨタニカタミト思都ニ
ハカヤシツルシイシハノ袖
そふまいとをやるそん 思ハシノフルコトソニケル
色ニハイテシト思ヒシモノヲ
うレシサヲムカシハソテニウベシケリ
ままでふあるうらやたまもかづけなる 後撰ニイセノウニ年（テスミシアニナレト
コヨヒハ身ニモアニリヌル哉
詞ニスルレルモト云忘ニ海邊ノコトナレハ藻ニ添テ云ルナリ
いふせくもんをふをふやいるとこふんあこ 玉ハホメタル
ヤヨヤハシハシニ 古今ニヤヨヤ三テ山郭公コトソテムト云リ
いひづてはよびいとうるうすぐにコヒシ比ヲタミヌ人ハイヒカタミ
心ニモノヽナケカシキヤナ（一條院御製）
きいのぞうかこを
たそうまにくしるうか 無動ノ 有又ヤト心ミカテラアヒミテハ
タメハフレニリキニテソコヒシキ

三月十三日かとものもうめきあ風さいうさ秋沖門の名ニ院の
ことをおまのみそのめとに立せ名ひて沖亂ふいとあしくてみつん
なり 後漢靈帝 宋皇后譖其 建寧三年選入掖庭為貴人明年立為白王后父酆執金吾封
不其鄉侯后無寵而居正位後宮美姬衆共讃毀初中常侍王甫（狂ニ）
誅勃海王悝及妃宋氏妃即后之姑也甫恐后怨之乃与太中大夫程
阿共構言皇后挾左道咒詛帝信之 帝後夢見桓帝怒曰宋皇
后有何罪過而聽用邪薛子使絶其命勃海王悝既已自貶又受誅斃
今宋氏及悝自訴於天上帝震怒罪在雉救夢殊明察帝既
覺而恐以事問於羽林左監許永
みるさこえふ 瞰（鬼門 文選） 鉢眼ノ遊仙窟ニ 睚眦（新猿示記 邪睨ノ本記）
ゑのどなそこぶまするまいるりしる
周公解夢書云周礼有六夢一云正夢 二云惡夢 三云思夢
無憂喜醉之時分明為正夢 四云寤夢（寢） 五云喜夢 六云懼夢 此内無風雨之夜
ゑこころをにくをこっせだいでゆるさむ 毛詩ニ東

山周公東征也三年而帰士大夫美之故作是詩也一章言其室
二章言其思也三章言其室家之望也四章示其男女得及時也君子
之於人序其情而聞其労所以説之使民忘其死其惟東山乎
五罪笞杖徒流死是之然徒三年ト云心也

よごとつきそとそ一月　世ニシラスコモリ井タルナリ
あくるあしたなれ　アタラヨノ月ト花トヲ同シク
そふじちうなりくさ入の月　哀シラレム人ニセクヤ
梅の月もの匂よ恋こふる　思共ニヨモフトテイサニニカム玉津島
月入きてる梅のそらに主人　八江ノソコニシヅム月カゲ
むつことを行おせん人りれうき　久方ノ月ケノコヲウテハヤメ
人稀いとあてよふびて　キヲヲシトノミ君ヲ待哉
ちひ〳〵ことものどもかて　一万葉ニ
身もあけつゝをん花ちる　三キノアヲヤスライニヲソサザラメ
うちみ浄茶のことあを　イセニアケヌルアキノヨナラム
　イサニラムツコトノ音ニ引カヘ
　コケノシナヨワスレヤラナム
　ワスレシトテカヒシコトヲアヤニメハ
　ニサシノ神モコトハシ
　月シクハ君トナラヒノ池ニソ
　ミヲナケツトモ人ニキカレメ　見後撰ニ
　御茶ノ古之主上悩事之
　　廿六

をきまてのうへをうつくしうこと
　中ノ絃トハ調子之絃之
ゝぞびつあまるうみ　赤殿ノ絃
うつのやうぞく　御衣擐数多荷之
でゞまおらき　将衣之短裳之カリキメニ　人ノヨノ心ヤミニアラネトモ
ことあるにやうもなくて　旧事本記ニ　子ヲ思道ニフミニヨヒツワ
身をいたづらにおもひなして　漢悪之　遠之
もとの四位あらたまりて数まらぬ　ワスラルヽ事ヲハ思ハスケカヒテシ　拾遺
　人ノ命ノヲシクモアルカナ
大納言三人正員人令四人相当従三位寛平為正二人権一人高倉御幸
始為十人　天武天皇元年御史大夫為大納言時三人　淳和天皇天長五
年三月八日夏野任権大納言　永観元年八月始置四人　長和二年
六月亦置七人　為忠頼道加任　亦慶雲二年四月十七日勅云依官員令大納
言四人　職掌　既比大臣官位中納言三人補大納言不足　同云勅大納言
二員為定更置中納言三人以補大納言不足也仍至于中納言者是令
外之　公卿　正員者　太政大臣　左右大臣各一人　大納言二人　中納言三人多
議八人合十六人　寛平遺誡詞　公卿ノ正員代々ヨリテ加増スルナリ　且

大納言増減事見端仍光源氏權大納言被為加任ケル之毎人カストハカり心エタル数ヨり外ノ大納言ト云ル(ニ)權大納言ト書(カラス)權大納言之員數ニ猶加任セラレタル(ニ)

かきたるもの(ニ)ハあらねど(ニ)て　昔周公勤労王家(ニ)惟孔沖人弗及知今天勲威(ヲ)以敦周公之徳(ヲ)矣(ニ)雷風之威(ノ)以明我國家(ノ)礼亦宜之王出(ッ)郊(ニ)天乃雨反風禾則尽(ク)起二公命(メ)邦人仡大木所偃尽(ク)起而築(キ)之歳則大熟見尚書(ニ)

寒庾更煖枯樹復栄(ユ)見續日本記

まろづうみのおもひ(ニ)ハ　百葉　海神(ワタツミ)之(ニ)日本記　海底之(ニ)喜撰式(ニ)百葉川　海谷之(ニ)ワタツウミハ海ノ惣名之字而(モ)大海(ワタツウミ)ニ百葉

同之荘子(ニ)小海若ト云ハ竜神之山神ヲ日本記(ニ)山ツミトイヘり同心之

姪兒事根國底國(ヘ)ナカサレシコトヲ源氏我左遷忌ヨリ(テ云レタル)

カリイロハイカニ袁トヨモラシ
ミトセニナリヌ足立スミテ

うき(ニ)も　百葉十二君ヲトシテ(ウラフレ)日本記(ニ)竟宴朝廻郷　古今(ニ)七秋荻(ニ)ウラフレヨレハトヲり思ナリミタル心ニ

ふぐ(ニ)百葉　ありなとこさうらへあきい　伊勢太神宮之造替廿年ニメタル丁欤云而以前之三年心ニハ相違スル欤如何唯亦久心ヲイ(ル)ニヤ堀川院百首ニモ　クリカヘシ天照神ノ宮ハシラ立カフルニテアワヌキニ哉

文武天皇朱鳥二年始勅(ニ)云廿年二度可(キ)有(ニ)遷宮之由宣旨記

ありこのまぐるぐるいうぬ　本ノ依

まぐるぐるくうてさうらをうせたる　蟻此ヲ云ニ摩愚那岐日本記蟻虫ノ名ニ春季復始ナトニ蝮ノコトクチル虫ノ目ノ邊ニテモノニゑゑ(ニ)ヒラメキ

軽々シキフルマイヲ云ニ以クリテトハ其躰ヲニ子ビタルニ允恭天皇三年云忍坂大姫爲皇后云　隨母在家(ニ)獨遊苑中時(ニ)闘鶏(ケノ)國造従徑傍行之乗馬而荏苒(テ)離(テ)謂(テ)皇后(ノ)朝之日(ニ)能作園乎　沙都也昌厭(ク)乞戸母其蘭一莖(クサ)曰皇后則採一根(モト)蘭与於乗(ル)馬者對(テ)曰行(キ)山撰(ラン)蟻(ニ)也時皇后結之於意裏(ニ)乗馬者辞無礼即謂之曰首(オフト)也余不忌矣是復皇后登(ノボリ)祥(ニ)之年覓(ミテ)乗馬(ニ)乞蘭者而教(ヲシヘ)昔日之罪(ヲ)以欲(スサニ)殺

かつてていうごとくせうしあるかの岩ぐさかうしを

カコナヤセニシナリ